

計画作成年度	令和5年度
計画主体	静岡県伊東市

伊東市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 静岡県伊東市観光経済部産業課
所在地 静岡県伊東市大原二丁目1番1号
電話番号 0557-32-1733
FAX番号 0557-38-2867
メールアドレス sangyou@city.ito.shizuoka.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、台湾リス、ハクビシン、アナグマ、ニホンザル、カラス、ヒヨドリ、スズメ、カルガモ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	静岡県伊東市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	品 目	被害の現状	
		被害数値	
		金額（千円）	面積（a）
イノシシ	果樹	394	129
	野菜	184	41
	いも類	117	28
	小 計	695	198
ニホンジカ	果樹	605	198
	野菜	202	45
	小 計	807	243
台湾リス	-	-	-
	小 計	-	-
ハクビシン	果樹	171	56
	野菜	346	77
	小 計	517	133
アナグマ	-	-	-
	小 計	-	-
ニホンザル	-	-	-
	小 計	-	-
カラス	果樹	101	33
	小 計	101	33
ヒヨドリ	果樹	70	23
	小 計	70	23
スズメ	-	-	-
	小 計	-	-
カルガモ	-	-	-
	小 計	-	-
合 計		2,190	630

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

① イノシシ

年間を通じて被害が発生しており、特に8月から10月にかけていも類への被害が多い。一団地で耕作をしている宇佐美、十足及び池地区においては、柑橘や野菜、いも類等の被害が顕著である。

また、草の根や昆虫を採餌する際に斜面の土や植栽、石垣等を掘り起こしてしまう被害や、住宅地での目撃情報及び家庭菜園での被害が増加しており、生活安全面を危惧した相談が絶えない。

② ニホンジカ

年間を通じて被害が発生しており、樹園地における柑橘類の被害が顕著である。

また、走行中の車両との接触事故も多いほか、樹皮剥ぎ被害等の食害による森林の植生破壊や土砂崩れ等も懸念されており、農作物以外の被害も問題となっている。

③ タイワンリス

平成24年度から積極的な捕獲を開始し、被害は徐々に減少傾向にあるが、以前として生息密度は高い。南部地域での柑橘類への被害が主だったが、近年では北部にまで生息範囲が広がっており、今後市内全域での柑橘類被害が心配される。

また、電話線等の食いちぎり被害や、農作物以外の被害も多岐にわたって発生しており、生活環境への被害報告も多発している。

④ ハクビシン

市内全域の畑や樹園地において、トウモロコシやスイカ、柑橘類等の被害が発生している。

また、民家付近での目撃情報や、屋根裏等へ侵入することによる糞尿汚染等、生活環境への被害相談が増加している。

⑤ アナグマ

アナグマによる農作物被害は報告されていないが、市内において目撃情報が複数あり、家庭菜園での被害情報も寄せられている。今後の農作物への被害拡大が懸念される。

⑥ ニホンザル

伊東市内においてニホンザルが住み着いているという状況は確認されていないが、隣接する市町に生息していると思われるニホンザルが群れからはぐれて迷い込んでくることがある。迷い込むと市内を移動しながら、トウモロコシやスイカ、柑橘類等の農作物に被害を与える恐れがある。

また、住宅地域に長く居座ることによって人馴れし、威嚇するようになる等、人的被害も懸念される。

⑦ 鳥類（カラス、ヒヨドリ、スズメ、カルガモ）

主に宇佐美地区における柑橘類への被害が発生し、池及び十足地区においては水稻や野菜への被害が懸念される。天候に恵まれない等の理由から、

水稻の刈り入れが遅れた年はスズメによる食害の影響を大きく受ける傾向があり、収穫量が激減することもある。被害が多い年においては、市内全域でその他の農作物への被害も発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
	被害金額（千円）	被害面積（a）	被害金額（千円）	被害面積（a）
イノシシ	695	198	626	178
ニホンジカ	807	243	726	219
台湾リス	0	0	0	0
ハクビシン	517	133	465	120
アナグマ	0	0	0	0
ニホンザル	0	0	0	0
鳥類（カラス、ヒヨドリ、スズメ、カルガモ）	171	56	154	50
合 計	2,190	630	1,971	567

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>農作物被害に対しては、農協が中心となり、田方猟友会伊東分会及び伊東わなの会が連携し、銃器及びわなによる捕獲を実施している。</p> <p>民家付近におけるイノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、台湾リス等による生活環境被害に対しては、田方猟友会伊東分会及び伊東わなの会の協力を得ながら、伊東市鳥獣被害対策実施隊（市職員）が箱わなによる捕獲を実施し</p>	<p>捕獲従事者の高齢化と担い手不足が課題となっている。わなにかかった個体を、銃器を使用せず安全に止め刺しする方法及び技術の習得、普及が必要である。</p>

	<p>ている。</p> <p>捕獲した個体は、埋設及び食用等速やかに処理する。</p>	
防護柵の設置等に関する取組	<p>あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会が主体となり、防護柵の適正な設置及び管理のための研修会を開催している。</p> <p>また、農協が市からの補助金を活用し、防護柵設置者に対し補助を行っている。</p> <p>ニホンザルが頻繁に出没する際には伊東市鳥獣被害対策実施隊による追払い活動を行う。</p>	<p>小規模及び分散化した農地所有形態が多く、複数の農業者のほ場をまとめて囲むような防護柵の設置が難しいため、国の補助金の活用が難しい。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>生活環境被害に対する相談があった際には、現地を確認し、草刈りや放任果樹の除去、鳥獣の習性等を説明し、個人でできる対策の普及に努めている。</p>	<p>有害鳥獣の棲み処になっている耕作放棄地の刈り払い、緩衝帯の整備、餌付け行為の禁止等について、農林業者をはじめ、市民や観光関連業者等へ周知する必要がある。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

被害防止計画において、令和8年度の被害軽減目標値を令和4年度の被害現状値に対して、対象鳥獣ごとに概ね10%減とし、被害金額を2,190千円から1,971千円に、被害面積を630aから567aとする。

近年、農業者の努力により防護柵の普及が進み、また、市内の捕獲従事団体の協力のもと捕獲圧も高まっているが、対策よりもその年の鳥獣の出没状況により被害が左右されている。今後も防護柵の普及及び高い捕獲圧を維持する。

市内の捕獲については、田方猟友会伊東分会が農地及び奥山でわなや銃による捕獲を実施し、伊東わなの会が農地でわなによる捕獲を実施、伊東市鳥獣被害対策実施隊が民家付近で箱わなによる捕獲を実施する。それぞれが役割を担うことで市内全域の捕獲圧を高めていく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【伊東市鳥獣被害対策実施隊(伊東市産業課)】

隊長：1名(伊東市産業課長)

副隊長：1名(伊東市産業課農林水産係長)

隊員：11名(伊東市産業課職員)

活動方針：有害鳥獣による市内の農地、農林産物及び生活環境への被害の軽減を図るため、有害鳥獣の捕獲及び追払い活動に努める。

【田方猟友会伊東分会】

会長：1名

副会長：5名

会員：54名

活動方針：伊東わなの会と共同で市内の農地及び農林産物の被害軽減を図るため、有害鳥獣の捕獲に努める。

【伊東わなの会】

会長：1名

副会長：2名

会員：59名

活動方針：有害鳥獣による市内の農地及び農林産物への被害軽減を図るため、田方猟友会伊東分会と共同し有害鳥獣の捕獲及び捕獲技術向上に努める。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート

等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6年度	イノシシ ニホンジカ タイワンリス ハクビシン アナグマ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して、従来の捕獲機材に加え新規捕獲機材を積極的に導入し、効果的な捕獲体制を整備する。
	ニホンザル	頻繁に出没し被害が出る場合は、箱わなによる捕獲を実施する。
	カラス ヒヨドリ スズメ カルガモ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して、田植え及び稲刈り時期に銃器による駆除を行う。
令和 7年度	イノシシ ニホンジカ タイワンリス ハクビシン アナグマ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して、従来の捕獲機材に加え新規捕獲機材を積極的に導入し、効果的な捕獲体制を整備する。
	ニホンザル	頻繁に出没し被害が出る場合は、箱わなによる捕獲を実施する。
	カラス ヒヨドリ スズメ カルガモ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して、田植え及び稲刈り時期に銃器による駆除を行う。
令和 8年度	イノシシ ニホンジカ タイワンリス ハクビシン アナグマ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して、従来の捕獲機材に加え新規捕獲機材を積極的に導入し、効果的な捕獲体制を整備する。
	ニホンザル	頻繁に出没し被害が出る場合は、箱わなによる捕獲を実施する。

	カラス ヒヨドリ スズメ カルガモ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して、田植え及び稲刈り時期に銃器による駆除を行う。
--	----------------------------	--

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① イノシシ 過去5年間の捕獲頭数の実績（平成30年度271頭、令和元年度375頭、令和2年度503頭、令和3年度273頭、令和4年度237頭）の平均値331頭を参考にするとともに、被害状況を鑑み捕獲圧を高める必要があることから、捕獲計画数を350頭とする。</p> <p>② ニホンジカ 過去5年間の捕獲頭数の実績（平成30年度240頭、令和元年度230頭、令和2年度367頭、令和3年度281頭、令和4年度189頭）の平均値261頭を参考にするとともに、被害状況を鑑み捕獲圧を高める必要があることから、捕獲計画数を300頭とする。</p> <p>③ タイワンリス 過去5年間の捕獲頭数の実績（平成30年度483頭、令和元年度370頭、令和2年度348頭、令和3年度312頭、令和4年度304頭）の平均値363頭を参考にするとともに、近年、市内全域で被害相談が増えていることを考慮し、捕獲計画数を400頭とする。</p> <p>④ ハクビシン 過去5年間の捕獲頭数の実績（平成30年度61頭、令和元年度38頭、令和2年度117頭、令和3年度63頭、令和4年度71頭）の平均値70頭を参考に、捕獲計画数を70頭とする。</p> <p>⑤ アナグマ 近年、目撃情報が複数あり、今後農作物への被害が懸念されることから、令和4年度の捕獲頭数の実績5頭を参考に、捕獲計画数を10頭とする。</p> <p>⑥ ニホンザル 市内にニホンザルが定着していないことから、被害状況はその年によって変わり、群れによる被害よりも1～3頭のはぐれザルによる食害が目立つ。過去5年間の捕獲頭数の実績は令和元年度の1頭のみであるため、捕獲計画数を1頭とする。</p> <p>⑦ 鳥類（カラス、ヒヨドリ、スズメ、カルガモ） 稲への被害を防止するため、田植え及び稲の刈り入れ前に集中して銃による捕獲を実施してきた。近年の捕獲実績から捕獲計画数をカラス50羽、ヒヨドリ50羽、スズメ500羽、カルガモ50羽とする。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	350頭	350頭	350頭
ニホンジカ	300頭	300頭	300頭
台湾リス	400頭	400頭	400頭
ハクビシン	70頭	70頭	70頭
アナグマ	10頭	10頭	10頭
ニホンザル	1頭	1頭	1頭
カラス	50羽	50羽	50羽
ヒヨドリ	50羽	50羽	50羽
スズメ	500羽	500羽	500羽
カルガモ	50羽	50羽	50羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>銃器及びわなによる捕獲を4月1日から3月31日まで(それぞれの対象鳥獣ごとの狩猟期を除く)の期間に行う。なお、伊東市鳥獣被害対策実施隊においては、生活環境への被害対策のため年間を通じて捕獲を行う。</p> <p>また、ニホンジカについては、静岡県との管理捕獲と連携し、より効果的な捕獲を実施する。ニホンザルについては、爆竹やエアガンを利用した追払い活動を実施しながら、被害状況に応じて箱わなを利用した対処捕獲を実施していく。</p> <p>対象区域は伊東市全域である。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>鳥獣被害対策実施隊においては、ライフル銃による捕獲等を実施しない。</p>

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
伊東市全域	対象鳥獣については許可権限委譲済み

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン	電気柵 200m	電気柵 200m	電気柵 200m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン アナグマ ニホンザル	草刈り等を行い適正な電気柵の管理を行うとともに、必要に応じて追払い活動を行う。	草刈り等を行い適正な電気柵の管理を行うとともに、必要に応じて追払い活動を行う。	草刈り等を行い適正な電気柵の管理を行うとともに、必要に応じて追払い活動を行う。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6年度	イノシシ ニホンジカ タイワンリス ハクビシン アナグマ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して捕獲機材の導入、わな免許新規取得者及び更新者の免許取得手数料等の補助を行い、狩猟者の確保と育成を図る。 また、野生鳥獣の生態や農林業に対する被害対策の知識、技術に関する研修会を開催し、地域住民が主体となった守れる集落を作る。
	ニホンザル	捕獲計画以外にも爆竹やエアガンを利用した追払い活動を行う。
令和 7年度	イノシシ ニホンジカ タイワンリス ハクビシン アナグマ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して捕獲機材の導入、わな免許新規取得者及び更新者の免許取得手数料等の補助を行い、狩猟者の確保と育成を図る。 また、野生鳥獣の生態や農林業に対する被害対策の知識、技術に関する研修会を開催し、地域住民が主体となった守れる集落を作る。
	ニホンザル	捕獲計画以外にも爆竹やエアガンを利用した追払い活動を行う。
令和 8年度	イノシシ ニホンジカ タイワンリス ハクビシン アナグマ	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会と連携して捕獲機材の導入、わな免許新規取得者及び更新者の免許取得手数料等の補助を行い、狩猟者の確保と育成を図る。 また、野生鳥獣の生態や農林業に対する被害対策の知識、技術に関する研修会を開催し、地域住民が主体となった守れる集落を作る。
	ニホンザル	捕獲計画以外にも爆竹やエアガンを利用した追払い活動を行う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

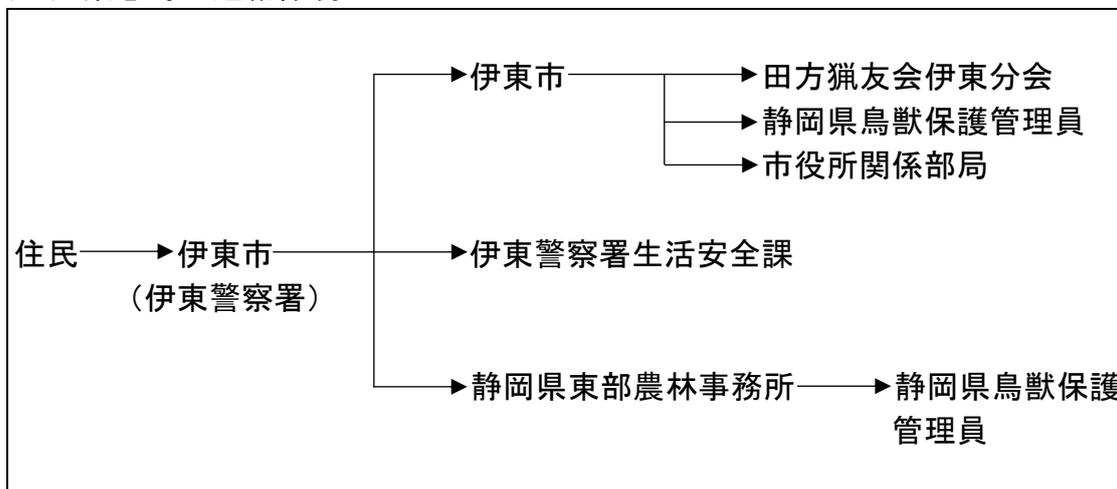
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
伊東市産業課 (伊東市鳥獣被害対策実施隊)	・住民からの通報に基づく現場状況確認 ・関係機関(伊東警察署、静岡県、鳥獣保護管理員、市役所関係部局等)との連絡調整、対応方

	法の協議 ・ 捕獲、追払い等の実施
田方猟友会伊東分会	・ 伊東市からの要請に基づく現場状況の把握 ・ 必要に応じて捕獲、追払い等の実施
伊東警察署生活安全課	・ 住民からの通報に基づく現場状況確認 ・ 静岡県や伊東市から出動要請があった場合の現場への警察官の派遣
静岡県東部農林事務所	・ 住民からの通報に基づき、関係機関（伊東警察署、伊東市、鳥獣保護管理員等）との連絡調整、対応方法の協議 ・ 鳥獣保護管理員への協力要請、捕獲等対応依頼

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体は、埋設及び食用等速やかに処理を行うこととする。ただし、関係法令を遵守し、「野生動物の衛生及び品質確保に関するガイドライン」等を参考とした上で利活用する場合はこの限りではない。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	市内食肉加工業者と捕獲従事者との連携を図り、関係法令等を遵守した上で、有効利用について推進していく。
ペットフード	市内食肉加工業者と捕獲従事者との連携を図り、関係法令等を遵守した上で、有効利用について推進していく。
皮革	今後運営予定者等の情報があれば検討していく。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園でのと体給餌、学研究等)	今後運営予定者等の情報があれば検討していく。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

今後必要に応じて検討していく。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
伊東市産業課 (伊東市鳥獣被害対策実施隊)	協議会と連携し、有害鳥獣対策に関する事業を実施する。 また、有害鳥獣捕獲及び追払い活動を行う。

熱海市観光経済課農林水産室	協議会と連携し、有害鳥獣対策に関する事業を実施する。
富士伊豆農業協同組合 あいら伊豆営農経済センター	協議会の事務局を担当し、協議会に関する連絡、調整等を行う。
田方猟友会伊東分会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲を実施する。
田方猟友会熱海分会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲を実施する。
伊東わなの会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲を実施する。
熱海ワナの会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲を実施する。
静岡県農業協同組合中央会 中東部支所	有害鳥獣関連情報及び被害防止技術の情報提供を行う。
静岡県東部農林事務所	有害鳥獣関連情報及び被害防止技術の情報提供を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護管理に関する業務を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成 29 年 11 月に伊東市鳥獣被害対策実施隊を設置。伊東市職員で構成する。</p> <p>活動内容は、市民からの被害相談を受け現地を確認後、箱わなを設置し見回り活動及び捕獲後の止め刺しを実施する。また、庭先等に侵入する有害鳥獣の防除について助言するほか、ニホンザルが出没した際には、必要に応じて追払い活動を行う等、鳥獣被害防止対策に関わることを行う。</p>

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認

める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

伊東市内における有害鳥獣による農作物被害は継続して発生しており、農業従事者の高齢化は進んでいるが、捕獲従事者の担い手の確保に努めている。広域や広範囲で被害防止対策（被害防護柵の設置、緩衝帯の整備等）を講じる上で、集落や地域住民のみでの対策が困難な場合は、あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会が中心となり、各団体や地域住民の協力を得て広域的な取り組みを実施する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会や伊豆地域有害鳥獣被害対策連絡会と連携し、被害防止対策に関する情報共有や研修会等を開催する。また、県内で不適切な電気柵の設置による感電事故が発生した事案を受け、安全確認のための正しい知識の普及や注意喚起等を行う。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。